

平成28年 藤枝市議会 11月定例会

健康福祉委員会委員長報告書

(議案審査)

平成28年12月19日

[本 会 議]

健康福祉委員会に付託されました、議案6件の審査の経過と結果について、主な質疑を中心に御報告いたします。

最初に、第63号議案「平成28年度藤枝市一般会計補正予算（第4号）」のうち、本委員会に分割付託された費目について申し上げます。

初めに、「3款3項2目子ども・子育て推進費中、民間保育所 安心保育設備 整備事業費補助金について、制度の内容と周知を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「民間保育所において、防犯カメラを設置する事業費に対し4分の3を補助するもので、そのうち4分の2が国、4分の1が市、残りが事業者負担である。防犯カメラの設置については、未設置の保育所への周知はもちろん、平成22年度に同様の補助制度により設置した保育所についても、設置から年数が経過しているため、更新していく。」という答弁がありました。

次に、「3款4項2目扶助費中、生活保護費の増額の理由を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「理由は2点あり、1点目は平成28年度予算を計上する段階で、平成27年度の4月から9月までの上半期の世帯の伸びをもとに計上したが、10月から3月までの下半期に18世帯が増え、今年度4月から、想定よりかなり多い世帯数となったこと。2点目としては、医療費について、平成27年度と平成28年度を比較すると、入院分の医療費が、月平均で約180万円増加していることがあげられる。」という答弁がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第73号議案「藤枝市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

一委員より、「今回の条例改正により、市民の申告への対応はどうか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「国民健康保険税は、市民税等で申告された所得情報を活用しているので、市民の申告への対応などは変わらない。」という答弁がありました。

このほか質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第78号議案「藤枝市医学生等修学資金貸付条例」について、申し上げます。

初めに、「薬学を履修する学生へ修学金貸付を開始する理由を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「公立病院では、慢性的に薬剤師が不足しており、薬剤師を募集してもなかなか集まらず、条件が良い民間病院等へ流れる傾向にある。」という答弁がありました。

次に、「市立総合病院の、ほかの職種の職員確保についてはどうか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「以前から医師、看護師は確保が難しい状況だが、ほかの資格職は、退職者補充程度の採用ができています。薬剤師については、医療の質・病院の質の向上に向けて、新たに病棟薬剤師を増員するものである。」という答弁がありました。

次に、「貸付金額、月額50,000円は妥当か伺う。」という質疑があり、

これに対して、「県内で、薬剤師の修学金貸付制度を実施しているところは、蒲原総合病院と静岡厚生病院の2病院であり、それぞれ月額60,000円と50,000円であることから、当院の月額50,000円の金額は妥当と考えている。」という答弁がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第85号議案「養護老人ホーム藤枝市立円月荘の指定管理者の指定について」、申し上げます。

一委員より、「指定管理者の公募について、応募者が少なかった理由を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「応募資格要件に該当する法人が少ないことに加え、入所者の決定は市で行っているため、指定管理者としての採算が見込めないことなどが、影響したと考えられる。」という答弁がありました。

次に、「同一の指定管理者が何年も続くことで、管理上、デメリット等も考えられるが、市の指導、確認状況を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「市としては、毎月施設へ行き、施設管理、安全管理、利用状況、経営管理など業務状況を確認し、適正に運営するよう指導している。」という答弁がありました。

このほか質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第86号議案「藤枝市老人福祉センター藤美園の指定管理者の指定について」、申し上げます。

初めに、「施設利用の有料化について、検討したことはあるか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「老人福祉法で、施設の利用料は、無料又は低額とするとの規定により、本市では、条例で無料と定めているため、検討したことはない。」という答弁がありました。

次に、「藤美園の老朽化について、修繕等どのように考えているか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「1件30万円以上の修繕については、市で対応している。今後、施設等の修繕が必要な場合、指定管理者と協議し、随時、適切に対応していく。」という答弁がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第87号議案「いきいきサロン藤の里の指定管理者の指定について」、申し上げます。

「いきいきサロン藤の里の利用状況と周知方法を伺う。」という質疑があり、これに対して、「今年度の1日当たりの利用状況は、定員20人のところ、最大19人、最少6人で、平均14.3人である。周知方法としては、広報ふじえだに掲載し、また、安心すこやかセンターを通じてお知らせしている。」という答弁がありました。

このほか特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。